

十七条第一項第一号に定める外国保険会社等の商号の変更)があつたので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月九日

金融庁長官 三國谷勝範

外国保険会社等の商号  
アシュアド・ギャランティ・  
ミュニシバル・コープ  
(旧商号)ファイナンシヤ  
ル・セキュリティ・アシュア  
ランス・インク)

○金融庁告示第六十八号  
アシュアド・ギャランティ・ミュニシバル・  
コープより、保険業法(平成七年法律第百五号)  
第二百九条第二号の規定による届出(同法第百八